

令和4年度 日立市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	85,500 件
(2) 年 間 総 給 水 量	19,725,000 立方メートル
(3) 一 日 平 均 給 水 量	54,041 立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 水源及び配水施設整備事業	事業費 780,831 千円
イ 配水管整備事業	事業費 1,020,711 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	3,640,143 千円
第1項 営業収益	3,428,478 千円
第2項 営業外収益	211,665 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	3,209,888 千円
第1項 営業費用	2,942,521 千円
第2項 営業外費用	217,367 千円
第3項 予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,593,881千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 154,651千円、過年度分損益勘定留保資金 460,093千円及び当年度分損益勘定留保資金 979,137千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入	1,361,775 千円
第1項	企業債	1,278,300 千円
第2項	負担金	64,244 千円
第3項	一般会計補助金	19,231 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	2,955,656 千円
第1項	建設改良費	1,857,716 千円
第2項	企業債償還金	1,067,940 千円
第3項	予備費	30,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 水道事業 資本的支出	1. 建設改良費	森山浄水場 送水ポンプ棟 築造事業	1,033,082 千円	令和4年度	413,234 千円
				令和5年度	619,848 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設台帳整備業務委託	令和9年度まで	20,700 千円
水質検査業務委託	令和5年度まで	8,600 千円
待機業務委託	令和5年度まで	20,000 千円
O A 機器賃借料	令和5年度まで	100 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業費	799,800 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	据置期間満了後40年以内に償還する。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
浄水施設整備事業費	478,500 千円			
計	1,278,300 千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 694,724千円

(2) 交際費 370千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,569千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、41,842千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
工具器具及び備品	ガスクロマトグラフ質量分析装置	1台

令和4年3月2日提出

日立市長 小川春樹